

(写)

稲 監 第 631 号  
令和元年 11 月 20 日

稲 城 市 長                      高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 軍 司 信 一  
稲城市監査委員 坂田 たけふみ

平成 31 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 31 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

# 平成 31 年度財政援助団体等監査 結果報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査

## 第 2 監査の対象

### 1 財政援助団体

- (1) 社会福祉法人東保育会 中島ゆうし保育園
- (2) 社会福祉法人東保育会 本郷ゆうし保育園
- (3) 社会福祉法人稲城青葉会 城山保育園南山
- (4) 株式会社ゴーエスト メリーポピンズ稲城ルーム本園及び分園

### 2 所管部署

福祉部 子育て支援課

### 3 監査対象事項

民間保育所等振興費補助金

## 第 3 監査の範囲

平成 30 年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

## 第 4 監査の実施期間

令和元年 8 月 22 日から令和元年 11 月 20 日まで

## 第 5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

## 第 6 監査の着眼点及び手続

監査は、次に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

### 1 財政援助団体監査

#### (1) 所管部署

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か

- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認はなされているか
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
- オ 出納関係帳票の整備・記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

## 第7 監査の結果

監査対象団体における財政的援助に係る出納その他の事務並びに所管部署における事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。